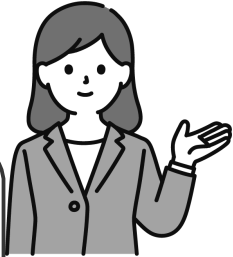


すでにHPで
PR活動を開始している
物件なのですが…




出願から30日以内に特許庁へ
新規性喪失の例外適用を
受けるための証明書を提出します！
公開情報が詳細にわかる資料を
ご準備ください

原則として、既に公開している意匠は登録ができません。

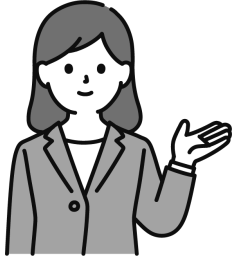
ただし、意匠出願から1年以内の公開であれば、”新規性喪失の例外適用を受ける”ことが可能です。この場合、出願から30日以内に、特許庁へ「新規性喪失の例外適用を受けるための証明書」を提出する必要があります。

こちらの証明書作成にあたり、公開情報が詳細にわかる資料をご準備いただくこととなります。

詳しくは、P.27「すでに着工・PR活動をしてしまった場合」をご覧ください。



特許庁からどれくらいで
連絡が来るのでしょうか？



出願書類を提出してから
原則7カ月～1年程度で
最初の連絡が入ります

出願書類を提出してから、原則7カ月～1年程度で、特許庁より最初の連絡が入ります。

長く感じるかもしれませんが、商標など他の知的財産も同じくらいの審査期間がかかります。なお、ここ数年はコロナ禍のため、特許庁でも在宅勤務の方が増え、審査

にこれまでより時間がかかるケースも見受けられます。

特許庁からの連絡がなかなか来なければ、特許庁に対し、「審査状況伺書」を出し、審査状況の確認をすることもできます。

ご心配でしたら審査状況の確認を行いますので、どうぞお申しつけください。